

福島市在住の申立人が不動産競売の特別売却により原野の状態を取得し、自ら畑に造成した飯舘村の土地（避難指示解除準備区域）について、造成に要した労力を金銭的に評価し、その金額を特別売却価格に上乗せした金額が原発事故当時の時価とされた事例。

和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）において、申立人X（以下、「申立人」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下、「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

(1) 損害項目

ア 別紙物件目録記載の不動産に係る財物損害	189万4166円
イ 除染費用	6万3000円

(2) 期間（上記イについて）

自 平成23年3月11日 至 平成24年7月15日

2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、前項の損害項目及び期間についての和解金として、金195万7166円の支払義務があることを認める。

3 支払方法

（省略）

4 除染費用を裏付ける領収書原本の授受

申立人は、被申立人に対し、本件除染費用に関する領収書の原本を交付し、被申立人はこれを受領した。

5 除染費用の重複請求は行わない旨の合意

申立人は、被申立人に対し、第1項(1)イ記載の損害項目（除染費用）に関し、交付金、助成金、その他名目の如何を問わず、国や地方自治体等に対する請求を行わないことを約する。

6 国や地方自治体等に対する個人情報の提供

被申立人は、申立人が第1項(1)イ記載の損害項目について被申立人から支払いを受けた事実を証するために必要のあるときは、国や地方自治体等に対し、当該事実及び申立人の氏名、住所、連絡先等の個人情報を必要な範囲内で提供することができる。

7 清算条項

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

- (1) 本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がない。ただし、第1項(1)ア記載の損害項目については、本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。

(2) 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

8 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成26年3月10日

（別紙物件目録省略）

（仲介委員 白井孝一）